

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率

	平成 8 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、告示第 4 号 農林水産省、通商産業省
改正	平成 9 年 12 月 26 日	大蔵省、厚生省、告示第 6 号 農林水産省、通商産業省
改正	平成 10 年 12 月 28 日	大蔵省、厚生省、告示第 3 号 農林水産省、通商産業省
改正	平成 11 年 12 月 16 日	大蔵省、厚生省、告示第 11 号 農林水産省、通商産業省
改正	平成 12 年 12 月 27 日	大蔵省、厚生省、告示第 8 号 農林水産省、通商産業省
改正	平成 13 年 11 月 9 日	財務省、厚生労働省、告示第 8 号 環境省
改正	平成 14 年 11 月 29 日	財務省、厚生労働省、告示第 6 号 環境省
改正	平成 15 年 12 月 10 日	財務省、厚生労働省、告示第 5 号 環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十二条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十二条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率は、次の表の左欄に掲げる特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う、又は当該特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。)第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の右欄のイに掲げる業種	100分の50.44
	規則別表第二の一の項の右欄のロに掲げる業種	100分の16.87
	規則別表第二の一の項の右欄のハに掲げる業種	100分の26.65
	規則別表第二の一の項の右欄のニに掲げる業種	100分の1.40
	規則別表第二の一の項の右欄のホに掲げる業種	100分の3.40
	規則別表第二の一の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の1.24
	規則別表第二の二の項の右欄のイに掲げる業種	100分の9.72
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の右欄のロに掲げる業種	100分の32.61
	規則別表第二の二の項の右欄のハに掲げる業種	100分の8.36
	規則別表第二の二の項の右欄のニに掲げる業種	100分の48.69
	規則別表第二の二の項の右欄のホに掲げる業種	100分の0.14
	規則別表第二の二の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の0.48
	規則別表第二の三の項の右欄のイに掲げる業種	100分の11.23
	規則別表第二の三の項の右欄のロに掲げる業種	100分の14.47
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物		

	右欄の口に掲げる業種	
	規則別表第二の三の項の右欄のハに掲げる業種	100分の70.17
	規則別表第二の三の項の右欄のニに掲げる業種	100分の2.01
	規則別表第二の三の項の右欄のホに掲げる業種	100分の1.90
	規則別表第二の三の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の0.22
規則第四条第四号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の四の項の右欄のイに掲げる業種	100分の38.05
	規則別表第二の四の項の右欄の口に掲げる業種	100分の3.18
	規則別表第二の四の項の右欄のハに掲げる業種	100分の2.16
	規則別表第二の四の項の右欄のニに掲げる業種	100分の5.39
	規則別表第二の四の項の右欄のホに掲げる業種	100分の3.96
	規則別表第二の四の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の3.61
	規則別表第二の四の項の右欄のトに掲げる業種	100分の12.35
	規則別表第二の四の項の右欄のチに掲げる業種	100分の31.30
規則第四条第五号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の五の項の右欄のイに掲げる業種	100分の3.54
	規則別表第二の五の項の右欄の口に掲げる業種	100分の92.34
	規則別表第二の五の項の右欄のハに掲げる業種	100分の4.12
規則第四条第六号に規定する分別規準適合物	規則別表第二の六の項の右欄のイに掲げる業種	100分の47.85
	規則別表第二の六の項の右欄の口に掲げる業種	100分の2.40
	規則別表第二の六の項の右欄のハに掲げる業種	100分の0.53
	規則別表第二の六の項の右欄のニに掲げる業種	100分の4.27
	規則別表第二の六の項の右欄のホに掲げる業種	100分の2.32
	規則別表第二の六の項の右欄のヘに掲げる業種	100分の4.96
	規則別表第二の六の項の右欄のトに掲げる業種	100分の27.19
	規則別表第二の六の項の右欄のチに掲げる業種	100分の10.48

(注) 表中「比率」は平成16年4月1日より適用されます。